

### 大垣消防本部予防課

(☎87・1512)

### 平成24年度

### 防火管理講習会開催

平成24年度第1回の防火管理講習会を次のとおり開催します。

#### ◆開催日時

○甲種(新規)

6月28日(木)・29日(金)

午前9時～午後3時

○甲種(再講習)

6月26日(火)

午後1時30分～3時30分

#### ◆開催場所

大垣市民会館

(大垣市新田町1丁目)

#### ◆申込期限

6月1日(金)～

6月22日(金)

午前8時30分～

午後5時15分

(ただし土・日・祝日は除く)

#### ◆申込先

大垣消防組合消防本部予防課

※申込書はホームページか

らもダウンロードできま

す。(http://www.ogaki-

syoubou.or.jp/)

#### ◆受講対象者

○甲種(新規)

一定規模以上の事業所(収

容人員50人以上、不特定多

数の方が出入りする事業所

にあつては30人以上、自力

避難困難者が入所する社会福祉施設にあつては10人以上)の防火管理者に選任されるようとする方。

○甲種(再講習)

一定規模以上の事業所(収

容人員30人以上で、不特定

多数の方が出入りする事業

所)の防火管理者で防火管

理講習を受講して5年以内

の方。

#### ◆定員

○甲種(新規)

180人(先着順)

○甲種(再)

60人(先着順)

#### ◆受講料

無料

(テキスト代金として、

○甲種 3,800円

○甲種(再) 1,500円

とそれぞれ顔写真(縦4cm

×横3cm)1枚が必要)

### 名古屋国税局総務部

(☎052・951・3511)

### 税務職員募集のお知らせ

#### みなさんが安心して暮らせる

豊かで明るい未来のために国家

財政の一翼を担いたいとい

う気概と大きな志を持った人

を募集します。

#### ◆受験資格

①平成24年4月1日において、高等

学校又は中等教育学校を卒業した

日の翌日から起算して3年を経過していない者及び平成25年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者

②人事院が①に掲げる者に準ずると認める者

#### ◆申込期間

【インターネット】

6月26日(火)～7月5日(木)

【郵送又は持参】

7月2日(月)～7月10日(火)

#### ◆試験日

・第1次試験

9月9日(日)

・第2次試験

10月18日(木)から10月25日(木)

までのいずれか指定する日

#### ◆問い合わせ先

名古屋国税局人事第二課試験係

☎052・951・3511

国税庁ホームページ

(http://www.nta.go.jp)

### 『大垣税務署からのお知らせ』

国税の納期限(法定納期限)

は、左記のとおりです。

#### ◆申告所得税

○予定納税第1期

平成24年7月31日(火)

#### ◆源泉所得税

○1月～6月までの支払分

平成24年7月10日(火)

※納期の特例の承認を受けて

いる場合

(給与等特定の所得に限ります)

☎78・4101

### 岐阜県環境生活部

(☎058・272・8204)

### 消費生活相談員資格取得

### 支援講座募集のお知らせ

岐阜県では、消費生活相談員への就業を志望する方を対象に資格取得を支援する講座を開催します。

#### ◆開催日時

6月23日(土)～9月9日(日)

までの土曜日又は日曜日の計10回

午前9時30分～午後4時30分

#### ◆開催場所

大垣市情報工房

#### ◆対象者

18歳以上の県内に在住、在勤

在学であり、消費生活相談業務

に従事する意欲のある方

#### ◆受講料

無料

#### ◆定員

60人

#### ◆申込方法

6月15日(金)までに申込書を郵送

FAX又はメールで申込先へ提出

※申込書は申込先まで請求、又は岐

阜県ホームページ「岐阜県消費者

の窓(http://www.pref.gifu

.lg/kurashi/shohi-seikatsu/index.html)」より

◆主催 岐阜県

◆申込先・問い合わせ先

岐阜市金宝町1-1-1 UTビル4階

〒500-0884

☎058・265・2771

FAX058・265・2772

E-mail: k-gi@lec.jp.com

### 総務省東海総合通信局

### 守ろう！電波のルール

6月1日から10日は「電波利用環境保護周知啓発強化期間」です。

電波の利用にはルールがあります。コードレス電話や特定省電力トランシーバーなどの無線機器を購入するときは必ず「適合マーク」が付いているか確認して下さい。また、外国規格のトランシーバーは、防災行政無線やテレビ放送等に妨害を与えるおそれがあり、国内では使用できません。



▲適合マーク

#### ◆問い合わせ先

総務省東海総合通信局

・不法無線局の相談

☎052・971・9107

・テレビ等の受信障害の相談

☎052・971・9648



STOP! 不法電波